

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：平成31年2月1日～令和2年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

- (1) 平成31年4月5日
交通ルールの遵守について（通知）
- (2) 平成31年4月22日
職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）
- (3) 令和元年7月1日
参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について（通知）
- (4) 令和元年7月4日
ソーシャルメディアを利用する際の注意事項について（通知）
- (5) 令和元年8月7日
職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）
- (6) 令和元年12月20日
職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和2年2月13日（木）午後4時 ・ 庁議室